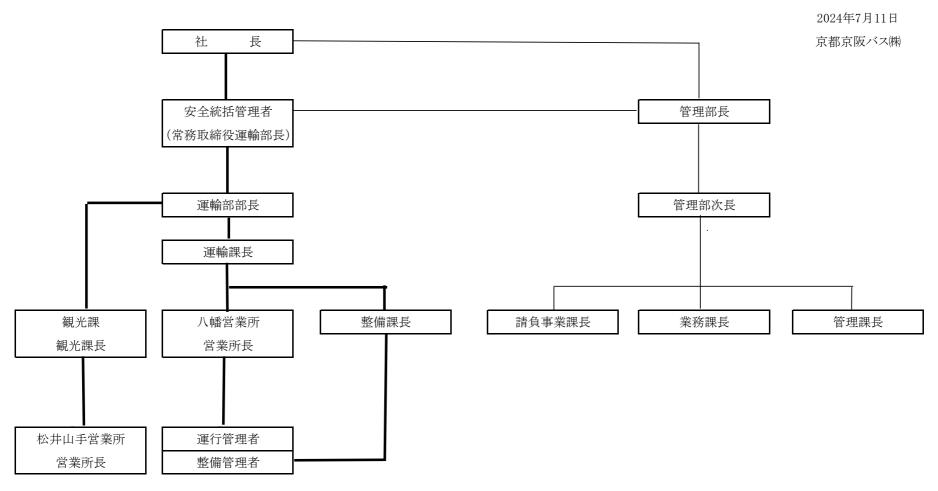
組織体制及び指揮命令系統の組織図

(安全管理規程第8条第4項関係)

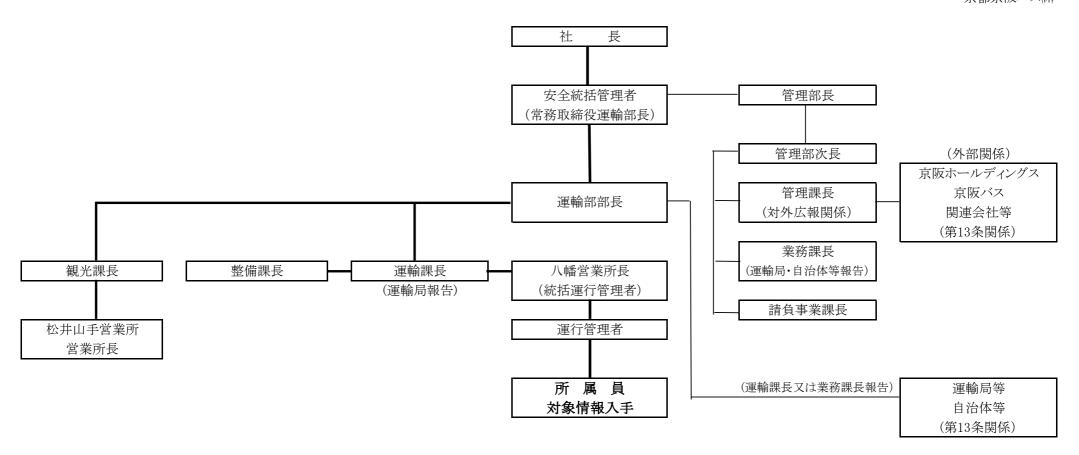


※安全統括管理者が不在時は、管理部長を代務者とする。

事故・災害等に関する報告連絡体制

(安全管理規程第13条第1項関係)

2024年7月11日 京都京阪バス㈱



- ※事故・災害等の報告を受けた運輸部部長または運輸課長は安全統括管理者に報告する。
- ※該当者が不在の場合は、代理者が報告する。
- ※緊急の場合は、連絡体制図に関わらず直接関係者(先)に報告・連絡することができる。ただし、この内容は速やかに担当者に事後報告すること。